「仙台雪道おたすけ隊」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市域の歩道等の除雪及び凍結防止(以下「除雪等」という。)を市民協働で行い、冬期間における市民の安全な歩行空間の確保を目的とする「仙台雪道おたすけ隊」の実施に関し、必要な実施項目を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 参加団体 市民が相互の親睦、融和及び扶助等日常生活における共通の目的を達成するため、地域を単位として、任意に組織する地域組織をいう。
 - (2) 団体の構成員 参加団体となる地域住民、単位町内会、学区PTA、商工会等の構成員をいう。

(実施対象)

第3条 除雪等の実施対象は、仙台市が管理する国県道・市道(市有通路、通園通学路を含む。) とする。

(参加申込)

- 第4条 「仙台雪道おたすけ隊」に参加を希望する団体は、別に定めるところにより、参加申込書 を除雪等を実施する区の区長に提出するものとする。
 - 2 区長は、申込書が提出された場合には内容を審査し、適切と認められる場合には、「仙台雪道おたすけ隊」の参加団体として登録し、参加認定書を交付するものとする。

(覚書の作成)

- 第5条 区長は、前条の規定により参加団体として認定した団体と、次の各号に掲げる事項について、「仙台雪道おたすけ隊」の実施に関する覚書(以下「覚書」という。)を締結するものとする。
 - (1) 除雪等の活動をする区域及び実施内容
 - (2) 本市の支援内容
 - 2 参加団体は、前項の規定により覚書を締結する場合、団体の構成員名簿を添付するものと する。

(活動内容等)

- 第6条 参加団体は、この実施要領及び覚書に基づき、冬期間の歩行空間を確保するため、歩道 等の除雪等行うものとする。
 - 2 参加団体は、活動状況を毎年3月31日までに、活動報告書として区長に提出するものとする。

(参加団体への市の支援)

- 第7条 区長は、参加団体の活動に対して次に掲げる支援を行うことができる。尚、参加団体は 提供及び貸与された物品を適正に使用・保管し、除雪等の作業以外には使用しないものと する。
 - (1) 活動中の事故への補償
 - (2) 除雪等に必要な作業物品の貸与(雪かきスコップ等)
 - (3) 凍結防止剤の提供
 - (4) その他活動に必要な物品の提供及び貸与

(実施細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、建設局長が定める。

附則

この要領は、平成 16年 1月 23日から実施する。